| | | | |
|---|---|---|---|
| 貯研―47 | （貯水槽清掃作業従事者研修）<br>規則第二十八条第五号ロに規定する研修 | 一般社団法人かながわ貯水槽管理協会 | 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町四番地十八 | 平成二十七年一月八日 |
| 防研―39 | （防除作業従事者研修）<br>規則第二十九条第四号ロに規定する研修 | 一般社団法人福岡県ペストコントロール協会 | 福岡県福岡市東区高美台二丁目十五番五号 | 平成二十六年七月一日 |
| 防研―40 | （防除作業従事者研修）<br>規則第二十九条第四号ロに規定する研修 | 一般社団法人山梨県ペストコントロール協会 | 山梨県甲府市徳行三丁目九番二十八号 | 平成二十六年七月一日 |
| 防研―41 | （防除作業従事者研修）<br>規則第二十九条第四号ロに規定する研修 | 一般社団法人茨城県ペストコントロール協会 | 茨城県水戸市元吉田町一七三六番地の八 | 平成二十六年七月一日 |

第八の表防研―14の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表防研―20の項を削り、同表防研―23の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「和泉町一丁目二番六号」を「常磐町二丁目一番十五号」に改め、同表防研―25及び防研―35の項を削り、同表防研―38の項の次に次のように加える。

**○厚生労働省告示第四十九号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三十二条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

平成二十七年三月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条に規定する検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であって、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。

**○農林水産省告示第五百十二号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年七月八日農林省告示第六百号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十七年六月七日から施行する。

平成二十七年三月九日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

（枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の廃止）

1　枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年五月二十七日農林水産省告示第七百一号）は、廃止する。

（枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の廃止に伴う経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格により格付の表示が付された枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、なお従前の例による。

（枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の一部改正に伴う経過措置）

3　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の枠組壁工法構造用製材の日本農林規格により格付の表示が付された枠組壁工法構造用製材については、なお従前の例による。

（一般材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部改正）

4　一般材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十一年十月四日農林水産省告示第千六百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「枠組壁工法構造用製材」の次に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、単層積層材及び」を「、単層積層材並びに」に改める。

（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件の一部改正）

5　平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正する。

表農林物資の種類の欄中「枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（一般材についての検査方法の一部改正）

6　一般材についての検査方法（平成十九年十一月十五日農林水産省告示第千四百十六号）の一部を次のように改正する。

「枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「、枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を削り、「及び」を「並びに」に改める。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資の一部改正）

7　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資（平成十九年十一月十五日農林水産省告示第千四百十七号）の一部を次のように改正する。

「枠組壁工法構造用製材」の次に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「、枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を削り、「及び」を「並びに」に改める。

**○農林水産省告示第五百十三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十七号）及び製材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年八月二十八日農林水産省告示第千百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月七日から施行する。

平成二十七年三月九日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十四号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法（平成三年六月二十六日農林水産省告示第八百七十三号）及び製材についての検査方法（平成十九年十一月二十二日農林水産省告示第千四百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月七日から施行する。

平成二十七年三月九日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）